

別紙 2

| | |
|-------------------|---|
| 番号 | 601 |
| 特定事業の名称 | 短期滞在査証の発給手続の簡素化事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 外務省設置法第4条第13項、査証事務処理規則第6条 |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 査証官は旅券、疎明資料を提出させるものとする。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 特区内の島嶼（日本国の領土のうち北海道本島、本州本島、四国本島、九州本島を除くものをいう。以下同じ。）を修学旅行を目的として訪問する韓国人修学旅行生に同行する教師を除く引率者の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、査証申請者が修学旅行生の引率者であることを学校側が文書にて証明する場合には、提出書類のうち住民登録証明書を不要とする。</p> <p>2. 特区内の島嶼を訪問する観光旅行社主催の韓国人団体観光客の査証申請について、訪問先に当該島嶼が含まれ、かつ、観光旅行社が、査証申請時に提出する日程どおりに旅行者全員を帰国させる旨保証する誓約書を提出する場合には、提出書類のうち在職証明書等の職業に関する書類を不要とする。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。
 なお、平成18年2月28日まで、韓国人に対する短期滞在査証免除を実施しています。

| | |
|-------------------|---|
| 番号 | 602 |
| 特定事業の名称 | 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 外務省設置法第4条第13項、査証事務処理規則第9条 |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 査証官において、特別の理由があると認めるときは、本省経伺の上、数次査証を発給することができる。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体より通報される、ガスパイプラインの設置、コンビナートの建設など公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来する必要があるロシア人について、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本省経伺を要せずに在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p> <p>2. 上記1.のプロジェクトに関連するロシア人については、地方公共団体の長が書面で身元を保証する場合には、本邦企業側より当該申請者にFAXで送付された招聘理由書及び滞在予定表等の書類を添付して査証申請することを認める。ただし、正式な書類（原本及び写し）については、追って別途申請者より提出する必要がある。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

* この特例措置については、平成18年1月1日より全国展開される予定となっています。

| | |
|-------------------|---|
| 番号 | 906 |
| 特定事業の名称 | 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | (1)「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第93条、第94条、第95条 (2)「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」(平成12年7月7日障第528号)身体障害者デイサービス事業運営要綱3 利用対象者 (3)「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日児発第832号)在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱3 対象者 |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | (1)(ア)第93条 指定通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数 二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四 機能訓練指導員 一以上(略) (イ)第94条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略) (ウ)第95条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。 二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。(略) (「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」) (2) 事業の対象者は、在宅の身体障害者又はその介護を行う者とする。 (「身体障害者デイサービス事業運営要綱」) (3) この事業の対象者は、原則として就労が困難な在宅の知的障害者又はその介護を行う者とする。 (「在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱」) |
| 特例措置の内容 | 1. 食堂及び機能訓練室の面積、職員数について指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たしていれば、「65歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護及び短期入所介護を利用する場合の取扱いについて」(平成12年3月31日障第16号・老計第16号)における身体障害者の取扱いと同様、知的障害者及び障害児についても指定通所介護を利用できるようにする。 2. 障害児について、介護保険法による指定通所介護事業者、身体障害者デイサービス事業者及び在宅知的障害者デイサービス事業者が障害児関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、介護保険法による指定通所介護事業、身体障害者デイサービス事業及び在宅知的障害者デイサービス事業を利用できるようにする。 |
| 同意の要件 | 特になし |

| | |
|-----------------|------|
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |
|-----------------|------|

| | |
|-------------------|---|
| 番号 | 908(912) |
| 特定事業の名称 | 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入事業 |
| 措置区分 | 通知 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第1項、第27条、第42条第1項、第75条第1項、第80条第1項 |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設には調理員を置かなければならない。 |
| 特例措置の内容 | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)において、下記のような措置を講ずることにより温かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。 1. 受託業者と契約を締結するに当たり次のことを行うこと。 (1) 受託業者に対し乳児院等における調理業務の重要性を認識させること。 (2) 単に食事を調理するのみではなく、食材を児童に説明したり、調理実習を実施したり、児童とともに食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣される調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと。 2. 1. の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること。 |
| 同意の要件 | なし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | なし |

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

| | |
|-------------------|---|
| 番号 | 909(917) |
| 特定事業の名称 | 障害児施設における調理業務の外部委託事業 |
| 措置区分 | 通知 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条、第56条、第61条、第69条、第73条 |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | <p>1. 知的障害児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>2. 第一種自閉症児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</p> <p>3. 第二種自閉症児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>4. 知的障害児通園施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>5. 盲児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>6. ろうあ児施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>7. 難聴幼児通園施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>8. 肢体不自由児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</p> <p>9. 肢体不自由児療護施設 栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を置かないことができる。</p> <p>10. 重症心身障害児施設 医療法に規定する病院として必要な職員を置かなければならない。</p> |
| 特例措置の内容 | <p>知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設(以下「知的障害児施設等」という。)において、下記のような措置を講ずることにより障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。</p> <p>1. 受託業者と契約を締結するに当たり次のことを行うこと。 (1) 受託業者に対し知的障害児施設等における調理業務の重要性を認識させること。 (2) 単に食事を調理するのみではなく、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限についての情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行うほか、食材の障害児への説明、障害児との食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣される調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと。</p> <p>2. 1. の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

| | |
|-------------------|--|
| 番号 | 915 |
| 特定事業の名称 | 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業 |
| 措置区分 | 省令、通知 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | <p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)</p> <p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)</p> <p>身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)</p> <p>知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)</p> <p>精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)</p> <p>婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第49号)</p> <p>老人休養ホームの設置運営について(昭和40年社老第87号厚生省社会局長通知)</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営について(昭和47年社老第17号厚生省社会局長通知)</p> <p>介護実習・普及センター運営事業の実施について(平成4年老企第137号大臣官房老人保健福祉部長通知)</p> <p>在宅介護支援センター運営事業等の実施について(平成12年老発第654号厚生省老人保健福祉局長通知)</p> <p>高齢者生活福祉センター運営事業の実施について(平成12年老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知)</p> <p>有料老人ホームの設置運営標準指導指針について(平成14年老発0718003号厚生労働省老健局長通知)</p> |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | <p>養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定特定施設、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、救護施設、更生施設、婦人保護施設、老人休養ホーム、軽費老人ホーム、介護実習・普及センター、在宅介護支援センター、生活支援ハウス及び有料老人ホーム(以下「社会福祉施設等」という。)については、その安全性を確保するため、施設ごとの最低基準において、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない旨規定している。</p> |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体がその設定する特区内において、専門家等の意見を踏まえ、平屋建ての社会福祉施設等について、次に掲げる事項のいくつかを組み合わせることで総合的に判断し、必要な安全性を有すると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)スプリンクラーの設置、天井等の内装材などに燃えにくい材料を使用する、又は調理室等火災が発生しやすい箇所を防火区画とするなど、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造とすること。</p> <p>(2)避難口の増設や避難路において搬送が容易に行えるよう、十分な幅員を確保するなど円滑な救助が可能となる構造であること。</p> <p>(3)非常警報設備等の設置による、火災の早期発見・通報の体制の整備、避難訓練の実施回数の増加や配置人員の増員等の防火管理体制の強化がなされていること。</p> <p>(4)消防活動を円滑に行うことができること。</p> <p>(5)その他利用者の安全を確保するために必要な措置</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

* この特例措置については、平成18年4月1日に全国展開される予定となっています。

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 928 |
| 特定事業の名称 | サテライト型居住施設設置事業 |
| 措置区分 | 省令、通知 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)</p> <p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)</p> <p>社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)</p> |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>・ユニット型特別養護老人ホームの入所定員は、原則として20人以上でなければならない。</p> <p>・ユニット型特別養護老人ホームには、医務室及び調理室を設けなければならない。</p> <p>・ユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅は、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えない。</p> <p>・ユニット型特別養護老人ホームには、施設長、生活相談員、栄養士、調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。</p> <p>・ユニット型特別養護老人ホームの施設長及び生活相談員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。</p> <p>・ユニット型特別養護老人ホームの看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>・社会福祉法人は、特別養護老人ホームを経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。ただし、施設用地については、次に掲げる要件を満たすときは、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。</p> <p>当該特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。</p> <p>賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいこと。</p> <p>法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること。</p> <p>等</p> |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、その設置しようとする者が、ユニット型特別養護老人ホームの基準を満たす特別養護老人ホームとして設置しようとしている施設について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る当該施設(以下「サテライト型居住施設」という。)については、下記の特例を認めることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該施設を設置しようとする者により既に設置されている特別養護老人ホーム(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営すること。 2. 当該施設の入居者とその家族及び地域住民との交流等の機会が日常的に確保される地域に設置すること。 3. ユニットの数が一又は二であること。 4. 当該施設に併設され、当該施設と一体的に運営が行われる指定居宅サービスの事業を行う事業所がある場合において、当該事業所の利用定員の合計が20人を超えないこと。 5. 当該施設の設置に伴い、本体施設の入所定員を減少させることにより、当該本体施設を改修し、その全部又は一部について、ユニット型特別養護老人ホーム又はユニット型特別養護老人ホームの基準を満たすこととなることが予定されていること。 <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サテライト型居住施設については、最低入居定員に係る規定は適用しない。 2. サテライト型居住施設については、介護職員又は看護職員のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものとする。 |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>3. サテライト型居住施設の医務室については、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>4. サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。この場合において、当該サテライト型居住施設の栄養士及び調理員については、当該本体施設の栄養士又は調理員との連携を図ることにより当該サテライト型居住施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。</p> <p>5. サテライト型居住施設の廊下の幅については、既存の建物を転用する場合であって、建物の構造上基準省令に規定する基準を満たすことが困難であり、かつ、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>6. サテライト型居住施設については、その施設長にあつては本体施設の施設長と、その管理者にあつては本体施設の管理者とそれぞれ兼ねることができる。</p> <p>7. サテライト型居住施設の事務員その他の職員については、本体施設の事務員その他の職員との連携を図ることにより当該サテライト型居住施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができる。</p> <p>8. サテライト型居住施設が指定通所介護事業所を併設する場合であって、当該指定通所介護事業所が当該サテライト型居住施設と一体的に運営されるときは、当該サテライト型居住施設の生活相談員と、当該指定通所介護事業所の生活相談員とは、相互に兼ねることができる。</p> <p>9. 本体施設については、その施設長にあつてはサテライト型居住施設の施設長と、その管理者にあつてはサテライト型居住施設の管理者とそれぞれ兼ねることができる。</p> <p>10. 社会福祉法人がサテライト型居住施設を設置する場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、当該サテライト型居住施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない。 当該社会福祉法人の経営するサテライト型居住施設及び障害者支援に係るサテライト型施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計が、当該法人の経営する入所施設の定員の合計の2分の1を超えないこと。 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1007 |
| 特定事業の名称 | 特定漁港施設運営高度化推進事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 漁港漁場整備法第37条第1項 国有財産法第18条第1項 地方自治法第238条の4第1項 民法第604条 借地借家法第3条及び第4条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)(抜粋) 第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。</p> <p>国有財産法(昭和23年法律第73号)(抜粋) 第18条 行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋) 第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。</p> <p>民法(明治29年法律第89号)(抜粋) 第604条 賃貸借の存続期間は、20年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、20年とする。</p> <p>借地借家法(平成3年法律第90号)(抜粋) 第3条 借地権の存続期間は、30年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。 第4条 当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から10年(借地権の設定後の最初の更新にあつては、20年)とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。</p> |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の漁港(漁港漁場整備法第2条に規定する漁港であつて、その取り扱う水産物の数量が一定数量以上であるものに限る。以下同じ。)において、特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設、係留施設、輸送施設等をいう。)の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善等の特定漁港施設の機能の高度化に資するもの(以下「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。)のうち、当該漁港の漁港管理者(同法第25条第1項又は第2項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。)により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有すること並びに水産物の流通の高度化に関する知識及び技術を有することという基準に適合すると認められた者(以下「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下同じ。)は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1.の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条及び第23条から第25条まで並びに地方自治法第238条の5第3項から第5項までの規定は、上記1.の規定による貸付けについて準用する。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>4. 上記1.の規定により国又は地方公共団体が行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によつてする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によつてする場合又は構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第8項の規定により認定(同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。</p> <p>5. 漁港管理者は、特定施設を貸し付ける者が上記1.の基準に適合すると認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5.に定めるもののほか、漁港管理者は、特定漁港施設の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表しなければならない。また、国又は地方公共団体は、特定漁港施設貸付契約において、契約解除条項、報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p> |
| 同意の要件 | 法第21条で定める所要の手続にのっとっていること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|-------------------|--|
| 番号 | 1102 |
| 特定事業の名称 | 中心市街地における商業の活性化事業 |
| 措置区分 | 法律、省令 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大規模小売店舗立地法第5条第4項、第6条第4項、第8条、第9条 大規模小売店舗立地法施行規則第4条第1項第4号から第12号 |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出(同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。)に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更の実施制限、関係者からの意見聴取、都道府県等意見の表明、勧告・公表手続及び上記届出への書類添付。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。)が、その設定する特区が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第7条第1項に規定する特定中心市街地の区域のうち大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより商業の活性化を図ることが特に必要な区域であるものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第6条第1項若しくは第2項の規定による届出(同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなされる同法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定による届出を含む。)に係る同法第5条第1項各号に掲げる事項の変更については、同法第5条第4項、第6条第4項、第8条及び第9条の規定を、適用しないこととする。</p> <p>また、上記の届出には、施行規則第4条第1項第4号から第12号に掲げる書類の添付を不要とする。</p> <p>2. 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、特区に係る構造改革特別区域計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。</p> <p>3. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、当該特区の存する市町村と協議しなければならない。</p> <p>4. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画の案を作成するに際し、必要に応じ、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者からの意見聴取を行うものとする。例えば公聴会の開催が考えられる。</p> <p>5. 都道府県は、特区に係る構造改革特別区域計画についての認定を申請しようとするときは、あらかじめ、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により、当該構造改革特別区域計画の案を公告し、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>6. 構造改革特別区域計画の案の公告があったときは、居住者、事業者、商工会議所又は商工会等の団体その他の者は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された特区に係る構造改革特別区域計画の案について、都道府県に意見を提出することができる。</p> |
| 同意の要件 | 法第35条で定める所定の手続にのっとっていること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

* この特例措置については、遅くとも平成18年度中に全国展開のための措置を講ずる予定となっています。

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1203 |
| 特定事業の名称 | 特定埠頭運営効率化推進事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 港湾法第54条第1項、第54条の2第1項 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項、第5条第1項 沖縄振興特別措置法第108条第6項、第8項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>港湾法(昭和25年法律第218号)(抜粋)</p> <p>第54条 前条に規定する場合のほか、第52条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む。)は、国土交通大臣(国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条の規定による普通財産については財務大臣)において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>第54条の2 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの(航行補助施設を除く。)は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和26年法律第73号)(抜粋)</p> <p>第4条</p> <p>2 前条第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>第5条 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設を除く。)は、公用のため国において必要なものを除き、これを港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抜粋)</p> <p>第108条</p> <p>6 第1項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物(公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。)のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。</p> <p>8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設(航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。)は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。</p> |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する特区内の港湾(港湾法第2条第2項に規定する重要港湾に限る。以下同じ。)において、特定埠頭(同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設、臨港交通施設、旅客施設、保管施設、港湾管理施設等をいう。以下同じ。)の運営を行う事業で当該港湾の効率的な運営に特に資するもの(コンテナ船により運送されるコンテナ貨物、ロールオン・ロールオフ船により運送される貨物又は自動車航送船により運送される自動車若しくは旅客を取り扱う特定埠頭を運営する事業。以下「特定埠頭運営効率化推進事業」という。)のうち、当該港湾の港湾管理者(同法第2条第1項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)が当該港湾の港湾計画(同法第3条の3第1項に規定する港湾計画をいう。)に適合すること、当該港湾の効率的な運営に特に資するものであると認められること、適正かつ確実に遂行するために適切なものであること、必要な経済的基礎を有すること等の要件に該当するものと認められた者(以下「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該港湾管理者は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定埠頭運営効率化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。)である特定埠頭を当該事業者に貸し付けることができる。</p> <p>2. 上記1.の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。</p> <p>3. 国有財産法第21条、第23条及び第24条並びに地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定は、上記1.の規定による貸付けについて準用する。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>4. 上記1.の規定により港湾管理者が行政財産である特定埠頭を事業者に貸し付ける場合における港湾法第46条第1項の「港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合はこの限りでない。」の規定の適用については、同項中「、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が3年の期間内である場合」とあるのは、「、貸付けを受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、かつ、その貸付けが3年の期間内である場合、又は法第4条第8項の規定により認定(法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。</p> <p>5. 港湾管理者は、特定埠頭を貸し付ける者が上記1.の要件に該当するものと認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5.に定めるもののほか、港湾管理者は、特定埠頭の貸付けに当たり、特定埠頭の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表するとともに、特定埠頭貸付契約において、契約解除条項、港湾管理者による報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p> |
| 同意の要件 | 法第22条で定める所定の手続にのっとっていること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1217 |
| 特定事業の名称 | 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号) |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 貸渡自動車とその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施しなければならない。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

| | |
|-------------------|---|
| 番号 | 1301・1302 |
| 特定事業の名称 | 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 自然公園法施行規則第12条及び第15条 |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | 国立公園及び国定公園の特別地域内において、各種行為を行う場合は、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないが、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて環境省令で定めるものについては許可を要しないこととしている。また、普通地域においても同様に届出を要しないこととしている。 |
| 特例措置の内容 | 国立・国定公園(特別保護地区を除く。)内の自然環境を活用した催しであつて、地方公共団体が地域の活性化に資すると認めるもののために一時的に行われる、道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更など風致の維持に支障が少ない行為について、次に掲げることが構造改革特別区域計画に定められている場合には自然公園法第13条第3項及び第26条第1項の規定を適用しないこととする。 1. 催しの実施に当たっては、地方公共団体は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導すること。 2. 催しの実施のために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導すること。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特区が認定された後において、当該催しを実施される場合には、地方公共団体は、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事にあらかじめ催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を通報することとする。 |

* この特例措置については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。

| | |
|-------------------|--|
| 番号 | 1304(1305) |
| 特定事業の名称 | 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業 |
| 措置区分 | 告示 |
| 特例を講ずべき法令等の名称及び条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物) 平成9年12月厚生省告示第259号(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物) |
| 特例を講ずべき法令等の現行規定 | <p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの</p> <p>通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。</p> <p>(1) 環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年12月厚生省告示第258号)</p> <p>廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)</p> <p>廃プラスチック類</p> <p>廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>(2) 再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物(平成9年12月厚生省告示第259号)</p> <p>廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)</p> <p>汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造等の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。)</p> <p>廃プラスチック類</p> <p>廃肉骨粉(化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。</p> <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。</p> <p>(1) 廃ゴムタイヤに係る再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第260号)</p> <p>廃ゴムタイヤの再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等</p> <p>(2) 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準(平成15年環境省告示第25号)</p> <p>廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等</p> <p>(3) 廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成13年環境省告示第56号)</p> <p>廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等</p> <p>(4) 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号)</p> <p>汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 特例措置の内容 | <p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合</p> <p>(2) 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合</p> <p>3. 2. に定めるもののほか、適切な除湿の措置を講じた上で容易に腐敗しない特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)として、特例の対象となるものは廃木材を製鉄原料として利用する場合とする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

* この特例措置のうち、廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、平成17年度中に全国展開される予定となっています。